⑶　留意事項

協議会における運営の透明性、公平性、実効性、効率性を確保する観点から、協議会における協議事項、意思決定の方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。その際、議決方法については、必ずしも全会一致を求めるものではなく、迅速かつ効果的な意思決定を行う観点から、関係者への意見聴取の機会を十分に確保した上で、議案の内容に応じて、多数決も含めて協議会としての意思決定を行うことが可能である。また、速やかに議事録を公開するなど、最大限の透明化を図る必要がある。

協議会の構成員は、当該協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならないとされていることに留意する必要がある。

また、協議会においては、地域の目指すべき将来像や、地域公共交通計画の目標を達成する上で必要な公共交通サービスの水準等について、可能な限り具体的に協議が行われることが期待される一方、協議会において公共交通事業者の間で、例えば公共交通サービスに係る個別具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等について合意がなされるなど、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）の規定に抵触しないよう留意する必要があるが、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号。以下「独占禁止法特例法」という。）第十条に規定する共同経営計画の作成を前提として協議を行う場合には、同法に基づく定額運賃・料金、路線等の共同・分担運行、運行回数等の設定について、当該協議会において複数事業者間で個別具体的に協議を行うことができる。

やむを得ず路線等が休止又は廃止に至ってしまう場合には、代替交通を円滑に確保することにより、地域住民への影響を最小限にとどめることが重要である。特に、協議会における協議を経て地域公共交通計画に位置付けられた路線等について、公共交通事業者等が休止し又は廃止しようとするときは、代替交通のあり方についても、協議会における協議を経て決定することが適切であることから、当該公共交通事業者等は、道路運送法に基づく国土交通大臣への届出を行う前に、こうした協議に要する期間を十分に確保できるよう、協議会に対して情報提供を行うよう努めるべきである。

なお、地域公共交通計画の円滑な作成が行われる等の協議会の適切な運営のため、国及び都道府県から、必要な助言を受けることができる。

三　地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項

1　地域公共交通特定事業について

地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保する観点から、各々の事業の特性や、地域における公共交通の利用状況、他の公共交通事業への影響、人口密度や自然条件等の地域特性等を踏まえた上で、地域公共交通計画の目標を達成するために必要な事業を適切に選択し、当該地域公共交通計画に記載するものとする。

⑵　留意事項

協議会における運営の透明性、公平性、実効性、効率性を確保する観点から、協議会における協議事項、意思決定の方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。特に、速やかに議事録を公開するなど、最大限の透明化を図る必要がある。

協議会の構成員は、当該協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならないとされていることに留意する必要がある。

また、協議会においては、地域の目指すべき将来像や、地域公共交通計画の目標を達成する上で必要な公共交通サービスの水準等について、可能な限り具体的に協議が行われることが期待される一方、協議会において公共交通事業者の間で、例えば公共交通サービスに係る個別具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等について合意がなされるなど、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）の規定に抵触しないよう留意する必要があるが、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号。以下「独占禁止法特例法」という。）第十条に規定する共同経営計画の作成を前提として協議を行う場合には、同法に基づく定額運賃・料金、路線等の共同・分担運行、運行回数等の設定について、当該協議会において複数事業者間で個別具体的に協議を行うことができる。

なお、地域公共交通計画の円滑な作成が行われる等の協議会の適切な運営のため、国及び都道府県から、必要な助言を受けることができる。

三　地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項

1　地域公共交通特定事業について

地域公共交通特定事業としては、具体的には、軌道事業の運送サービスの質の向上を図る軌道運送高度化事業、バス事業及びタクシー事業の運送サービスの質の向上を図る道路運送高度化事業、海上運送事業の運送サービスの質の向上を図る海上運送高度化事業、事業構造の変更及び利用者利便の確保を行うことにより旅客鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間における輸送の維持を図るための鉄道事業再構築事業、廃止の届出がされた鉄道事業の再